Dexerials

第9期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時
2021年6月18日(金曜日)午前10時
(受付開始:午前9時)

開催場所
東京都品川区北品川五丁目5番15号
大崎ブライトコア3階
大崎ブライトコアホール
OSAKI BRIGHT CORE HALL

決議事項
- ●第1号議案　剰余金の配当の件
- ●第2号議案　定款一部変更の件
- ●第3号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
- ●第4号議案　監査等委員である取締役3名選任の件
- ●第5号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- ●第6号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件
- ●第7号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- ●第8号議案　取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬制度一部改定の件

郵送またはインターネットによる議決権行使期限
2021年6月17日(木曜日)午後5時45分まで

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使していただけますようお願い申し上げます。
- 株主の皆様へは、株主総会の模様をライブ配信いたします。
- 株主総会のお土産はご用意しておりません。

お知らせ

インターネットによる議決権行使のご案内　詳しくはP.6
ライブ配信のご案内　詳しくはP.2
ネットアンケートのお願い　詳しくはP.70

ネットで招集 Provided by TAKARA Printing

招集ご通知をネットで簡単・便利に!!
招集ご通知の掲載内容がパソコン・スマートフォン・タブレット端末からご覧いただけます。
https://s.srdb.jp/4980/

デクセリアルズ 株式会社
証券コード:4980

株主の皆様へ



株主の皆様におかれましては、平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第9期定時株主総会を開催いたしますのでご通知申し上げます。

2021年5月

代表取締役社長 新家由久

経営理念

Integrity

誠心誠意・真摯であれ

企業ビジョン

Value Matters

今までなかったものを。
世界の価値になるものを。

株主の皆様へ
第9期定時株主総会招集ご通知
株主総会参考書類
- 第1号議案　剰余金の配当の件
- 第2号議案　定款一部変更の件
- 第3号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
- 第4号議案　監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件
- 第7号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第8号議案　取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬制度一部改定の件

(添付書類)
- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告書

(ご参考)
- こんなところにデクセリアルズ
- 中期経営計画2023「進化への挑戦」リフレッシュ（アップデート）

第９期定時株主総会開催にあたってのご案内

- **新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。**
- **株主総会の会場においては、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります（最大100席程度）。**
  満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知くださいますようお願い申し上げます。
- **ご来場株主様へのお土産の配布はございません。**
- 議決権行使に際しましては、株主の皆様に当社をより深くご理解いただけますよう、以下のコンテンツを用意いたしましたので、是非ご参照ください。

  ①本招集ご通知掲載の「ご参考」情報（65ページ～69ページ）
  ②当社ウェブサイト「株主総会」ページ掲載情報
  「事業報告（動画）」、「よくあるご質問」など、株主総会開催に先駆けて掲載いたします。
  ▶当社ウェブサイト「株主総会」ページ　https://www.dexerials.jp/ir/stock/meeting.html
  ③本株主総会の模様につきましては、株主総会当日午前10時より、インターネットでライブ中継いたします。

【ライブ中継に関するご注意事項】

①中継にあたっては、ご出席株主様の肖像権・プライバシー等に配慮し、会場後方からの撮影とすることで、可能な範囲においてご出席株主様の容姿が撮影されないように配慮いたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。また、株主様のご発言も、音声として配信されますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

②当社ホームページや配信をご視聴いただくための通信料につきましては、株主様にてご負担くださいますようお願い申し上げます。
また、ご使用の機器やネットワーク環境によってはご視聴いただけない場合がございます。

③万一、何らかの事情によりライブ中継を中止とする場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

（証券コード　4980）
2021年5月28日

株主各位

東京都品川区大崎一丁目11番2号
デクセリアルズ 株式会社
代表取締役社長　新家　由久

第9期　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、5頁のご案内にしたがって、2021年6月17日（木曜日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

（5頁をご覧ください）

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使

上記の行使期限までに、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスいただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

（5・6頁をご覧ください）

記

1. 日 時	2021年6月18日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所	東京都品川区北品川五丁目5番15号　大崎ブライトコア3階 **大崎ブライトコアホール** （末尾の「株主総会　会場ご案内図」をご参照ください）
3. 会議の目的事項	**報告事項** **1.** 第9期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 **2.** 第9期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 **決議事項** **第1号議案　剰余金の配当の件** **第2号議案　定款一部変更の件** **第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件** **第4号議案　監査等委員である取締役3名選任の件** **第5号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件** **第6号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件** **第7号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件** **第8号議案　取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度一部改定の件**

●事業報告のうち「当社の新株予約権等に関する事項」および「会社の体制および方針」、連結計算書類のうち連結注記表および計算書類のうち個別注記表につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページに掲載しております。

●株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類または計算書類において修正をすべき事項が生じた場合には、当社ホームページにおいて修正後の事項を掲載してお知らせいたします。

●英文による招集ご通知は、当社ホームページに掲載しております。

●本定時株主総会の決議結果につきましては、後日、当社ホームページに掲載してお知らせいたします。

●株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。
なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ホームページに掲載してお知らせいたします。
ご来場をご検討なさる株主様も、事前に、当社のホームページを必ずご確認くださいますようお願いいたします。

当社ホームページ ► **https://www.dexerials.jp/**

以　上

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2021年6月18日（金曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）

株主総会にご出席いただけない場合

▮ 郵送（書面）による議決権行使

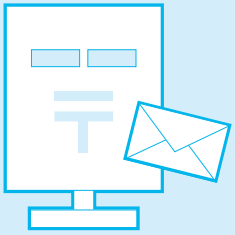

郵送により議決権をご行使いただけます。後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛・否をご記入いただき、ご返送ください。

行使期限 2021年6月17日（木曜日） 午後5時45分必着

▮ 電磁的方法（インターネット）による議決権行使

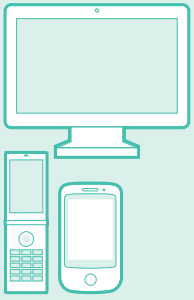

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

インターネットによる議決権の行使は次頁をご参照ください。

行使期限 2021年6月17日（木曜日） 午後5時45分入力分まで

電磁的方法（インターネット）による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでの議決権行使は、1回に限り「ログインID」「仮パスワード」を入力せず、議決権行使サイトにログインいただけます。

1 スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

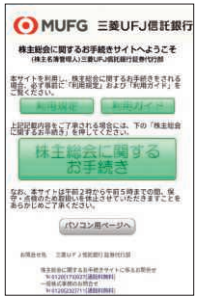

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使サイト：https://evote.tr.mufg.jp/

1 上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、ログインをクリックしてください。

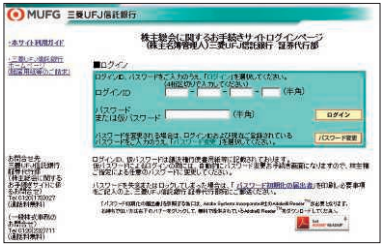

3 仮パスワードを新しいパスワードに変更し、送信をクリックしてください。

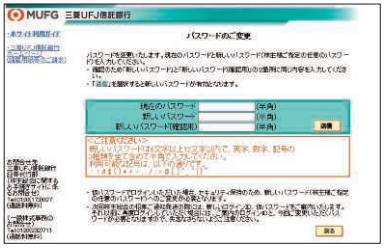

4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

電　　話　0120-173-027

受付時間　9：00から21：00まで

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案　剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要な経営課題のひとつと位置づけており、成長投資による企業価値向上が株主共通の利益という認識の下、持続的な企業価値向上につながる事業投資を優先しつつ、のれん償却前の親会社株主に帰属する連結当期純利益に対する総還元性向（注）40%程度を目処に、利益成長に応じた株主還元を基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株当たり27円とさせていただきたく存じます。

（注）のれん償却前の親会社株主に帰属する連結当期純利益に対する総還元性向

$$= \frac{\text{総還元額（年間配当金総額＋年間自己株式取得額）}}{\text{親会社株主に帰属する連結当期純利益にのれん償却額を加えた金額}} \times 100$$

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金27円

配当総額　1,727,537,004円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月21日

ご参考

年間配当金

1株当たり　44円（中間配当金　17円／期末配当金　27円）

総還元性向※

42.2%

※のれん償却前の親会社株主に帰属する連結当期純利益に対する総還元性向

第2号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社は、自社を取り巻く事業環境が大きく変化する中、更なる権限委譲による経営の意思決定の迅速化と、執行と監督機能の分離をより一層推進することで経営のモニタリング機能を強化し、持続的な企業価値の向上をはかることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。
これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な規定の新設、変更並びに監査役、監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 今後、当社の取締役会の構成や社会の動向等に応じ、取締役会の招集権者および議長を柔軟に定めることができるようにするため、現行定款第21条(取締役会の招集権者および議長)の規定を変更するものであります。

(3) 事業運営の更なる効率化を目的として、事業上の中核拠点である栃木事業所に本部機能を集約することに伴い、本店所在地を栃木県下野市に変更するものであります。
なお、この変更につきましては、2021年中に開催される当社取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、附則にその旨の規定を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、上記1. (3)に係る現行定款第3条の変更を除いて、本議案の決議に基づく定款一部変更は、本総会終結時にその効力を生じるものといたします。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
第1章　総則	第1章　総則
第1条～第2条(条文省略)	第1条～第2条(現行どおり)
(本店の所在地) 第3条　当会社は、本店を東京都品川区に置く。	(本店の所在地) 第3条　当会社は、本店を栃木県下野市に置く。
(機関) 第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	(機関) 第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人
第5条(条文省略)	第5条(現行どおり)
第2章　株式	第2章　株式
第6条～第10条(条文省略)	第6条～第10条(現行どおり)
第3章　株主総会	第3章　株主総会
第11条～第16条(条文省略)	第11条～第16条(現行どおり)

現行定款	変更案
第4章　取締役および取締役会	第4章　取締役および取締役会ならびに監査等委員会
（取締役の員数） 第17条　当会社の取締役は、11名以内とする。	（取締役の員数） 第17条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。
（取締役の選任） 第18条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. （条文省略） 3. （条文省略）	（取締役の選任） 第18条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。 2. （現行どおり） 3. （現行どおり）
（取締役の任期） 第19条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（取締役の任期） 第19条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新設）	（補欠の監査等委員である取締役の予選の効力） 第20条　補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
第20条（条文省略）	第21条（現行どおり）
（取締役会の招集権者および議長） 第21条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者および議長） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。 2. 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
（取締役会の招集通知） 第22条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発しなければならない。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発しなければならない。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第24条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発しなければならない。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

現行定款	変更案
（取締役会の決議の省略） 第23条　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	（取締役会の決議の省略） 第25条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	（取締役への委任） 第26条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
第24条（条文省略）	第27条（現行どおり）
（新設）	（監査等委員会規程） 第28条　監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（取締役の報酬等） 第25条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（社外取締役の責任限定） 第26条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任限定） 第30条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章　監査役および監査役会	（削除）
（監査役の員数） 第27条　当会社の監査役は、3名以上とする。	（削除）
（監査役の選任） 第28条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）

現行定款	変更案
（監査役の任期） 第29条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了する時までとする。 3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。	（削除）
（常勤の監査役） 第30条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第31条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発しなければならない。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
（監査役会規程） 第32条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規程による。	（削除）
（監査役の報酬等） 第33条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（社外監査役の責任限定） 第34条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
第6章　会計監査人	第5章 会計監査人
第35条～第36条（条文省略）	第31条～第32条（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第37条　会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第33条　会計監査人の報酬等は、監査等委員会の同意を得て定める。
第7章　計算	第6章　計算
第38条～第41条（条文省略）	第34条～第37条（現行どおり）
（新設）	附　則 第3条の変更は、2021年中に開催される当社取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。

第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を前提として、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、取締役6名全員は、監査等委員会設置会社への移行に係る定款一部変更の効力発生のときをもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」の決議に基づく監査等委員会設置会社への移行に係る定款一部変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものといたします。

取締役候補者は以下のとおりであります。

候補者番号	氏名（年齢）	現在の当社における地位・担当	取締役在任期間	取締役会への出席状況
1	再任 新家 由久（しんや よしひさ）（満51歳）	代表取締役社長 社長執行役員 経営／事業全般	2年	100% （13回／13回）
2	再任 佐竹 俊哉（さたけ としや）（満61歳）	代表取締役 専務執行役員 経営／管理全般、内部監査担当 Dexerials Precision Components㈱ 代表取締役社長	2年	100% （13回／13回）
3	再任 横倉 隆（よこくら たかし）（満72歳） 独立役員 社外	社外取締役	6年	100% （13回／13回）
4	新任 田口 聡（たぐち さとし）（満63歳） 独立役員 社外	—	—	—

（注1）横倉 隆および田口 聡の両氏は、社外取締役の候補者であります。
なお、上記の両氏の選任をご承認いただいた場合、当社は東京証券取引所が定める独立役員として指定する予定であります。

（注2）取締役候補者の年齢は、本総会終結時の年齢となります。

【取締役候補者の指名にあたっての基本方針および手続き】

当社は、取締役候補者を指名するにあたり、当社の企業理念に沿った判断力、実行力があり、人格・コミュニケーション力に優れ、リーダーシップを有すること等を基準として候補者を選定しております。また、社外取締役については、グローバル企業における経営者としての経験、技術開発に関する知見、法務・財務会計等の分野における専門的知見を有することに加え、高い独立性を有する者を社外より招聘することとしております。

なお、社外取締役の選任にあたっては、取締役会全体としての知識、経験、専門分野等のバランスに配慮し候補者を決定しております。

当社の取締役会は、独立社外取締役が過半数を占めていることから、より中立的な立場から取締役候補者が選定される仕組みとなっております。また、取締役候補者の指名にあたっては、独立社外取締役を交えた議論を深めるべく、指名・報酬委員会における事前審議を経て決定することとしております。

1 新家（しんや） 由久（よしひさ）

再任



■ **生年月日**　1969年7月20日生（満51歳）

■ **取締役在任期間**　2年

■ **所有する当社株式の数**　34,400株

■ **略歴**

2001年　7月	ソニーケミカル㈱（現当社）入社
2005年　4月	同社オプティカルマテリアル事業部 開発部　部長
2012年　4月	同社オプティカルソリューション プロダクツ事業部門　副部門長
2012年　9月	当社オプティカルソリューション プロダクツ事業部　副事業部長
2014年　4月	当社執行役員　オプティカルソリューション プロダクツ事業部長
2016年　4月	当社執行役員　商品開発本部長、事業ユニット グループ副統括、コーポレートR&D副部門長
2017年　4月	当社上席執行役員　商品開発本部長、 自動車事業推進グループ長
2019年　1月	当社上席執行役員　オートモーティブソリューション事業部長
2019年　3月	当社社長執行役員（現任）　オートモーティブソリューション事業部長
2019年　6月	当社代表取締役社長（現任）
2020年 10月	当社代表取締役社長 経営／事業全般（現任）

■ **重要な兼職の状況**

－

■ **当社との特別の利害関係**

－

■ **取締役候補者とした理由**

当社の新規事業領域への進出における商品開発に関し中心的な役割を担っており、技術への深い知見および事業運営に関し豊富な経験を有していることから、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し取締役候補者といたしました。

■ **役員等賠償責任保険契約**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。

新家　由久氏の再任をご承認いただいた場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

2 佐竹（さたけ） 俊哉（としや）

再任



■ **生年月日** 1959年6月29日生（満61歳）

■ **取締役在任期間** 2年

■ **所有する当社株式の数** 400株

■ **略歴**

1983年	4月	北海道東北開発公庫 （現㈱日本政策投資銀行）入庫
2006年	4月	日本政策投資銀行企業戦略部次長兼 トランザクションサービスグループ長
2009年	6月	スカイネットアジア航空㈱ （現㈱ソラシドエア）取締役企画部長
2012年	4月	㈱日本政策投資銀行地域企画部長
2013年	6月	同行地域企画部長兼PPP／PFI 推進センター長
2014年	4月	当社顧問
2014年	6月	当社常勤監査役
2019年	6月	当社代表取締役専務執行役員（現任） 内部監査担当
2020年	10月	当社代表取締役専務執行役員 経営／管理全般、内部監査担当（現任） Dexerials Precision Components㈱　代表取締役社長（現任）

■ **重要な兼職の状況**

Dexerials Precision Components㈱　代表取締役社長

■ **当社との特別の利害関係**

－

■ **取締役候補者とした理由**

金融機関における投融資に関する業務および事業会社の経営者として豊富な経験や高い見識を有しており、また、当社の代表取締役としてコーポレート・ガバナンスおよび企業価値向上に貢献していることから、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。

■ **役員等賠償責任保険契約**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。

佐竹　俊哉氏の再任をご承認いただいた場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

3 横倉 隆（よこくら たかし）

再任　社外　独立役員



■ 生年月日　1949年3月9日生（満72歳）

■ 取締役在任期間　6年

■ 所有する当社株式の数　一株

■ 略歴

1971年	4月	東京光学機械㈱（現㈱トプコン）入社
1993年	10月	同社電子ビーム事業部電子ビーム技術部長
1997年	4月	同社産業機器事業部技師長
2002年	6月	同社執行役員
2003年	6月	同社取締役
2006年	6月	同社代表取締役社長
2011年	6月	同社相談役
2012年	12月	東京理科大学常務理事
2015年	5月	当社社外取締役（現任）
2015年	10月	東京理科大学理事
2020年	7月	㈱菊池製作所　社外取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況
㈱菊池製作所　社外取締役

■ 当社との特別の利害関係
－

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
グローバル企業において代表取締役社長を務め、企業経営に関する高い見識を有しており、客観的・専門的な視点から当社の経営へ有用な助言をいただくことで、当社の技術開発および事業展開の強化に寄与いただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。
なお、同氏は東京証券取引所および当社が定める独立性の判断基準として、一般株主と利益相反関係の生じるおそれがあるとされる各項目に該当していないことから、再任をご承認いただいた場合は、引き続き東京証券取引所が定める独立役員として指定する予定であります。

■ 役員等賠償責任保険契約
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。
横倉　隆氏の再任をご承認いただいた場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

■ 責任限定契約
当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款において、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結できる旨定めており、現任の各社外取締役との間で当該内容の責任限定契約を締結しております。
横倉　隆氏の再任をご承認いただいた場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
なお、上記当社定款の定めは、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結できる旨の定めとなります。

4 田口（たぐち） 聡（さとし）

新任　社外　独立役員



■ **生年月日**　1957年8月11日生（満63歳）

■ **取締役在任期間**　―年

■ **所有する当社株式の数**　―株

■ **略歴**

1981年	4月	日本石油㈱（現 ENEOS㈱）入社
2013年	4月	JX日鉱日石開発㈱（現 JX石油開発㈱）執行役員総務部長
2013年	7月	JX日鉱日石エネルギー㈱（現 ENEOS㈱）執行役員総務部長
2015年	5月	JXホールディングス㈱（現 ENEOSホールディングス㈱）執行役員法務部長
2016年	4月	JXエネルギー㈱（現 ENEOS㈱）取締役常務執行役員（監査部・水島安全監査室・広報部・情報システム部・総務部・危機管理部管掌）
2016年	11月	同社取締役常務執行役員（監査部・広報部・情報システム部・システム改革準備室・総務部・危機管理部管掌）
2017年	4月	JXTGエネルギー㈱（現 ENEOS㈱）取締役常務執行役員（総務部・法務部・購買部管掌）
2017年	6月	JXTGホールディングス㈱（現 ENEOSホールディングス㈱）取締役常務執行役員（秘書部・総務部・法務部管掌）
2018年	4月	同社取締役常務執行役員（秘書部・総務部・法務部・広報部・危機管理部管掌）
2018年	6月	㈱日本触媒　社外監査役
2019年	4月	JXTGホールディングス㈱（現 ENEOSホールディングス㈱）取締役常務執行役員（秘書部・購買部・総務部・法務部・広報部・危機管理部管掌）
2019年	6月	同社取締役常務執行役員（秘書部・購買部・総務部・法務部・広報部・危機管理部・人事部管掌）
2020年	4月	同社取締役常務執行役員（秘書部・調達戦略部・総務部・法務部・広報部・ 危機管理部・人事部管掌）
2020年	6月	ENEOSホールディングス㈱、ENEOS㈱　常務執行役員（秘書部・人事部・総務部・法務部・危機管理部・調達戦略部管掌）
2021年	4月	ENEOS㈱　参与（現任）

■ **重要な兼職の状況**

ENEOS㈱　参与

■ **当社との特別の利害関係**

―

■ **取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

グローバル企業において要職を歴任され、企業経営に関する高い見識を有しており、客観的・専門的な視点から当社の経営へ有用な助言をいただくことで、当社のリスクマネジメントおよび業務執行の監督強化に寄与いただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は東京証券取引所および当社が定める独立性の判断基準として、一般株主と利益相反関係の生じるおそれがあるとされる各項目に該当していないことから、選任をご承認いただいた場合は、東京証券取引所が定める独立役員として指定する予定であります。

■ **役員等賠償責任保険契約**

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。

田口　聡氏の選任をご承認いただいた場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

■ **責任限定契約**

当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款において、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結できる旨定めており、現任の各社外取締役との間で当該内容の責任限定契約を締結しております。

田口　聡氏の選任をご承認いただいた場合には、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

なお、上記当社定款の定めは、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結できる旨の定めとなります。

第4号議案　監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を前提として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」の決議に基づく監査等委員会設置会社への移行に係る定款一部変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものといたします。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は以下のとおりであります。

候補者番号	氏名（年齢）		現在の当社における地位・担当	取締役在任期間	取締役会への出席状況
1	新任	佐藤（さとう）　りか　（満58歳）　独立役員　社外	社外取締役	2年	100%（13回／13回）
2	新任	桑山（くわやま）　昌宏（まさひろ）　（満62歳）	常勤監査役	—	100%（13回／13回）
3	新任	加賀谷（かがや）　哲之（てつゆき）　（満48歳）　独立役員　社外	—	—	—

（注1）佐藤 りかおよび加賀谷 哲之の両氏は、社外取締役の候補者であります。
なお、上記の両氏の選任をご承認いただいた場合、当社は東京証券取引所が定める独立役員として指定する予定であります。
（注2）取締役候補者の年齢は、本総会終結時の年齢となります。

【監査等委員である取締役候補者の指名にあたっての基本方針および手続き】

監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、会社経営、財務会計、法務等の分野における経験、知見を有することを基準として、社内外より候補者を選定することとしております。なお、監査等委員である社外取締役については、上記のほか、高い独立性を有するものを社外より招聘することとしております。

1 佐藤（さとう） りか

新任　社外　独立役員



■ 生年月日　1962年8月15日生（満58歳）

■ 取締役在任期間　2年

■ 所有する当社株式の数　―株

■ 略歴

1992年	4月	弁護士登録（東京弁護士会）
1998年	12月	ニューヨーク州弁護士登録
2000年	6月	あさひ・狛法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所
2003年	1月	同事務所パートナー
2007年	6月	外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所入所　パートナー
2015年	5月	当社社外監査役
2016年	1月	太田・佐藤法律事務所　パートナー
2018年	6月	日本シイエムケイ㈱　社外取締役（現任）
2019年	6月	当社社外取締役（現任）
2019年	7月	佐藤＆パートナーズ法律事務所　代表（現任）
2019年	11月	司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員（民事訴訟法担当）（現任）

■ 重要な兼職の状況

弁護士（佐藤＆パートナーズ法律事務所　代表）
日本シイエムケイ㈱社外取締役

■ 当社との特別の利害関係

―

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士として企業法務に関し高い見識を有しており、また、当社の社外監査役としての職務を通じて監査の質向上に貢献した実績があることから、客観的・専門的な視点からの監査・監督機能強化への貢献かつコンプライアンス、コーポレート・ガバナンス充実のための有用な助言を期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社は監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

なお、同氏は東京証券取引所および当社が定める独立性の判断基準として、一般株主と利益相反関係の生じるおそれがあるとされる各項目に該当していないことから、選任をご承認いただいた場合は、引き続き東京証券取引所が定める独立役員として指定する予定であります。

■ 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。

佐藤　りか氏の選任をご承認いただいた場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

■ 責任限定契約

当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款において、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結できる旨定めており、現任の各社外取締役との間で当該内容の責任限定契約を締結しております。

佐藤　りか氏の選任をご承認いただいた場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

なお、上記当社定款の定めは、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結できる旨の定めとなります。

2 桑山（くわやま） 昌宏（まさひろ）

新任



■ **生年月日**　1958年10月19日生（満62歳）

■ **取締役在任期間**　一年

■ **所有する当社株式の数**　22,200株

■ **略歴**

1981年	4月	ソニー㈱入社
2003年	1月	同社MSNC・RM・事業戦略部　統括部長
2007年	4月	ソニーケミカル＆インフォメーションデバイス㈱（現当社）　経営企画部門長
2008年	8月	同社執行役員　経営企画、ケミカルプロダクツ事業管理、総務、人事、ケミカル資材　担当
2012年	8月	同社法務環境コンプライアンス部　統括部長
2017年	3月	当社内部監査部　統括部長
2019年	6月	当社常勤監査役（現任）

■ **重要な兼職の状況**

－

■ **当社との特別の利害関係**

－

■ **監査等委員である取締役候補者とした理由**

当社の法務部および内部監査部の統括部長を歴任し、法務および監査実務に関する豊富な経験および知見を有しており、また、常勤監査役としての職務を適切に遂行していることから、客観的かつ専門的な視点から適正な監査を行っていただけると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

■ **役員等賠償責任保険契約**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。

桑山　昌宏氏の選任をご承認いただいた場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

■ **責任限定契約**

当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款において、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結できる旨定めており、現任の各社外取締役との間で当該内容の責任限定契約を締結しております。

なお、上記当社定款の定めは、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結できる旨の定めとなることから、桑山　昌宏氏の選任をご承認いただいた場合には、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

3 加賀谷（かがや） 哲之（てつゆき）

新任　社外　独立役員



■ 生年月日　1972年12月26日生（満48歳）

■ 取締役在任期間　―年

■ 所有する当社株式の数　―株

■ 略歴

2000年　4月　国立大学法人一橋大学大学院商学研究科 講師
2004年　4月　同大学院商学研究科　助教授
2008年　4月　同大学院商学研究科　准教授
2017年　4月　同大学院経営管理研究科　准教授
2020年　10月　同大学院経営管理研究科　教授（現任）

■ 重要な兼職の状況

国立大学法人一橋大学大学院経営管理研究科　教授

■ 当社との特別の利害関係

－

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

大学教授として財務会計および企業価値評価、リスク分析等に関し高い見識を有しており、客観的・専門的な視点からの監査・監督機能強化への貢献かつESG経営推進における有用な助言を期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社は監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

なお、同氏は東京証券取引所および当社が定める独立性の判断基準として、一般株主と利益相反関係の生じるおそれがあるとされる各項目に該当していないことから、選任をご承認いただいた場合は、東京証券取引所が定める独立役員として指定する予定であります。

■ 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。

加賀谷　哲之氏の選任をご承認いただいた場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

■ 責任限定契約

当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款において、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結できる旨定めており、現任の各社外取締役との間で当該内容の責任限定契約を締結しております。

加賀谷　哲之氏の選任をご承認いただいた場合には、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

なお、上記当社定款の定めは、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結できる旨の定めとなります。

第5号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を前提として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」の決議に基づく監査等委員会設置会社への移行に係る定款一部変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものといたします。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者の選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができることとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は以下のとおりであります。

ジョン C. ローバック

社外　独立役員



■ **生年月日**　1950年3月26日生（満71歳）

■ **取締役在任期間**　―年

■ **所有する当社株式の数**　―株

■ **略歴**

1975年 11月	弁護士登録（コロンビア特別区）
1975年 11月	Arnold & Porter, Associate Attorney
1976年 9月	長島・大野法律事務所　外国弁護士
1980年 1月	Coudert Brothers LLP, Associate Attorney
1982年 1月	田中・高橋法律事務所　外国弁護士
1985年 9月	Mayer, Brown & Platt, Partner
1995年 7月	Jones Day, Partner
2003年 4月	日本アイ・ビー・エム㈱ ゼネラル・カウンセル
2016年 1月	Jones Day, Of Counsel
2019年 1月	ローバック外国法事務弁護士事務所開設（現任）
2019年 6月	当社社外監査役（現任）

（注）ジョン C. ローバック氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

■ **重要な兼職の状況**

外国法事務弁護士（ローバック外国法事務弁護士事務所）

■ **当社との特別の利害関係**

－

■ **監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

国際弁護士として国際金融法務等に関する専門的知見およびグローバル企業の経営に関する豊富な経験・知見を有しており、客観的・専門的な視点からの監査・監督機能強化への貢献を期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は東京証券取引所および当社が定める独立性の判断基準として、一般株主と利益相反関係の生じるおそれがあるとされる各項目に該当していないことから、選任をご承認いただき、かつ、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、東京証券取引所が定める独立役員として指定する予定であります。

■ **役員等賠償責任保険契約**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。

ジョンC.ローバック氏の選任をご承認いただき、かつ、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

■ **責任限定契約**

当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款において、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結できる旨定めており、現任の各社外取締役との間で当該内容の責任限定契約を締結しております。

ジョンC.ローバック氏の選任をご承認いただき、かつ、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

なお、上記当社定款の定めは、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結できる旨の定めとなります。

(ご参考)

社外取締役の独立性の判断基準

当社は、当社の社外取締役および社外取締役候補者が、次の各項目の要件を全て満たすと判断される場合に、当該社外取締役または当該社外取締役候補者が当社からの独立性を有しているものと判断いたします。

1. 現在又はその就任の前10年間において当社および当社の子会社(以下「デクセリアルズグループ」という。)の取締役(社外取締役は除く。以下同じ。)、監査役(社外監査役は除く。以下同じ。)、執行役員又は使用人(以下「取締役等」という。)となったことがないこと。
2. デクセリアルズグループの取締役等の二親等以内の親族でないこと。
3. 当社の主要株主(法人等の団体の場合は、当該団体に所属する者)でないこと。(注1)
4. 当社が主要株主である団体に属する者でないこと。
5. デクセリアルズグループの主要な取引先(法人等の場合は、当該団体に所属する者)でないこと。(注2)
6. デクセリアルズグループの主要な借入先その他の大口債権者(法人等の場合は、当該団体に所属する者)でないこと。(注3)
7. デクセリアルズグループから当事業年度において1,000万円以上の寄付を受けた者(当該寄付受領者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者および当該団体に直近過去5年間所属していた者をいう。)でないこと。
8. デクセリアルズグループに対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービスもしくはコンサルティング業務等を提供することの対価として、当事業年度において1,000万円以上の報酬を得ている者(法人等の団体の場合は、当該団体に所属する者)でないこと。
9. 本人が取締役等として所属する企業とデクセリアルズグループとの間で、「社外役員の相互就任関係」にないこと。(注4)

(注1) 「主要株主」とは、総議決権数の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。
(注2) 「主要な取引先」とは、デクセリアルズグループとの取引において、支払額又は受領額が、デクセリアルズグループ又は取引先の連結売上高の2%以上を占めている企業をいう。
(注3) 「主要な借入先」とは、連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先をいう。
(注4) 「社外役員の相互就任関係」とは、デクセリアルズグループの取締役等が社外役員として現任している会社から社外役員を迎え入れることをいう。

第6号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を前提として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2013年2月27日付の会社法第319条第1項に基づく手続により年額300百万円以内とする旨の決議があったものとみなされ、今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴いこれを廃止し、新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)に対する報酬額を、第8号議案「取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬制度一部改定の件」としてお諮りする業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠とは別枠として、その職責および経済情勢等諸般の事情を考慮し、年額300百万円以内(うち社外取締役分として40百万円以内)とさせていただきたいと存じます。また、各取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。

本議案および第8号議案「取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬制度一部改定の件」をともにご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会での審議を経て、「当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を以下に記載の内容に変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために合理的に必要な内容であるため、相当と判断しております。

また、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく報酬の支給対象となる取締役は4名(うち社外取締役2名)となります。

なお、本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」の決議に基づく監査等委員会設置会社への移行に係る定款一部変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものといたします。

【当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針】

1. 基本方針
当社の取締役の報酬は、外部調査機関による役員報酬調査データをもとに、当社と規模や業種・業態の類似する企業を対象として、報酬制度や報酬水準について当社現行制度・水準と比較検証を行い決定します。
取締役（社外取締役を除く）の報酬は、以下、役員報酬決定における基本的な考え方を踏まえ、役位や年度業績の達成度等により算定した額をもとに、指名・報酬委員会での議論を経て、取締役会の決議により決定します。
また、監査等委員の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定します。

（役員報酬決定における基本的な考え方）
・役員の報酬は、その役割と責任及び業績に応じて報いるものとする
・中長期経営戦略を反映する設計であると同時に中長期的な成長を強く動機づけるものとする
・優秀な人材を確保・維持するに相応しい報酬水準とする
・報酬の決定プロセスは、客観的で透明性の高いものとする

（役位ごとの種類別報酬割合）

役位	役員報酬の構成比			合計
	基本報酬	業績連動報酬		
		業績給	株式報酬	
代表取締役	50%	30%	20%	100%
社外取締役	100%	—	—	
監査等委員である取締役	100%	—	—	

2. 基本報酬
内規に基づき役位に応じて金額を決定し（職責に応じた傾斜配分）、月額固定報酬として支給します。
なお、社外取締役および監査等委員である取締役には基本報酬のみ支給します。

3. 業績連動報酬
業績連動報酬は、年度の業績に応じて支給される「業績給」と、株主のみなさまとの利益意識の共有と中長期での目標達成への動機づけを目的とした「株式報酬（BBT信託）」で構成されており、当社の業務執行取締役に対し、単年度だけでなく中長期的な視点で業績や株価を意識した経営を動機づける設計としています。
「業績給」は､「戦略実行し稼ぐ力」である連結売上高と「実質的利益を稼ぐ力」のEBITDAを評価指標として設定することの他、代表取締役社長を除く業務執行取締役については、個別コミットメントの達成度を評価指標に加えます。なお、上記経営指標については、連結売上高50%：EBITDA50%の割合により業績給を算定・決定し、定時株主総会終了後の翌月から12等分して毎月支給します。
「株式報酬」は、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、基本報酬および業績給とは別枠で設定します。具体的には、連続する3事業年度ごとに取締役への給付に必要な株式を取得するための資金を信託へ拠出し、以後、事業年度ごとに、給付対象となる取締役に対し、株主のみなさまとの利益意識の共有を図り、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として定めた評価指標であるTSR（株主総利回り）、ROEに応じてポイントを付与いたします。
なお、付与されたポイントは、1ポイント当たり当社普通株式1株として換算し、付与対象となる取締役には、3年毎にポイントに見合う株式及び株式を時価で換算した金銭を給付します。

4. 決定方法
当社は、役員報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しています。
取締役および執行役員の報酬の構成、業績連動型報酬の制度設計の妥当性の評価や目標値の設定、実績評価等については、指名・報酬委員会での議論を経た上で取締役会で決定されるプロセスとなっています。
個別の取締役の報酬は、指名・報酬委員会での議論を経て、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会決議により決定します。
個別の監査等委員である取締役の報酬は、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定します。

第7号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を前提として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、その職責および経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会での審議を経て、「当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を第6号議案に記載の内容に変更することを予定しております（本招集ご通知25頁をご参照ください）。本議案は、当該変更後の方針に沿って監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために合理的に必要な内容であるため、相当と判断しております。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく報酬の支給対象となる監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」の決議に基づく監査等委員会設置会社への移行に係る定款一部変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものといたします。

第8号議案　取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度一部改定の件

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」(以下、「本制度」)を、監査等委員会設置会社への移行に伴い、一部改定（以下、「本改定」）することについて、ご承認をお願いするものであります。

当社は、2016年6月23日開催の第4期定時株主総会における本制度に関する承認決議（以下、「原決議」）に基づいて本制度を導入し、現在に至ります。本制度は、取締役（社外取締役を除く。）の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役（社外取締役を除く。）が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。

今般、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を前提として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますことから、本制度の対象者を当社の取締役（監査等委員である取締役、およびそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。以下、断りがない限り同じ。）とするとともに、株価上昇によるメリットおよび株価下落リスクをより、株主の皆様と共有すべく、本制度に係る当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」）の給付を受ける時期を見直すことについて改めてご承認をいただきたく存じます。

具体的には、原決議に基づく本制度に関する報酬枠を廃止し、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」としてお諮りする報酬枠とは別枠として、本制度に基づく株式報酬を取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本改定後の本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で取締役会にご一任頂きたいと存じます。

本改定につきましては、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経ており、第6号議案に記載の、今後変更を予定している当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（本招集ご通知25頁をご参照ください。）とも合致していることから、当社としては、本議案の内容は相当であると考えております。

また、第2号議案および第3号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は2名となります。

なお、本改定に伴い、2021年3月末日で終了した事業年度までに関して取締役に付与されたポイントに基づく当社株式等の給付は、原決議に従い、従前通り、原則として取締役の退任後、一定の時期に行うこと

とし、2022年3月末日で終了する事業年度以降に関して取締役に付与されたポイントに基づく当社株式等の給付は、下記2. の変更後の本制度に基づき、原則として各対象期間（改定後）（下記2. (2) で定義）の終了時または退任時の何れか早い時点の到来後、一定の時期に行うことといたします。

2. 本改定の内容（本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容）

従前の本制度の内容を下記の通り一部改定します。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として各対象期間（改定後）（下記(2)で定義）の終了時または退任時のうち何れか早い時点の到来後、一定の時期となります。

(2) 当社が本信託に拠出する金額

当社は、第4期定時株主総会でご承認いただいた範囲内で、2017年3月末日で終了した事業年度から2019年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」。また、当初対象期間経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間（改定前）」という。）に関して本制度に基づく当社の取締役への給付を行うための株式の取得資金として、110百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役（社外取締役を除く。）を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初対象期間に関して当社株式13.2万株を取得しておりますが、2020年3月末日で終了した事業年度から開始している現在進行中の対象期間（改定前）に関しては、現時点において、当社株式の追加取得は行っておりません。

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、現在進行中の対象期間（改定前）を2020年3月末日で終了した事業年度から2024年3月末日で終了した事業年度までの5事業年度に変更いたします（以下、当該5事業年度の期間を「改定後当初対象期間」といい、改定後当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「改定後次期以降対象期間」という。また、改定後当初対象期間と改定後次期以降対象期間を併せて「対象期間（改定後）」という。）。

当社は、改定後当初対象期間（2020年3月末日で終了した事業年度から2024年3月末日で終了した事業年度までの5事業年度）に関し、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数が不足することが見込まれる状況に至った場合、当該必要数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するため

に必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。

また、改定後当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として改定後次期以降対象期間ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式(直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除く。)および金銭(以下、「残存株式等」)があるときは、残存株式等は各改定後次期以降対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(3) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(2)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、取締役に付与されるポイント数の上限は、改定後当初対象期間(5事業年度)につきましては22.5万ポイント、改定後次期以降対象期間(各3事業年度)につきましては各13.5万ポイントであるため、改定後当初対象期間について本信託が取得する株式数の上限は22.5万株、各改定後次期以降対象期間について本信託が取得する株式数の上限は各13.5万株となります。

(4) 取締役に給付される当社株式等の数の上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績指標等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される改定後当初対象期間に関するポイント数の合計は22.5万ポイントを、各改定後次期以降対象期間に関するポイント数の合計は各13.5万ポイントを、それぞれ上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

取締役に付与されるポイントは、下記(5)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)。

なお、ご参考として、取締役に付与される改定後当初対象期間(5事業年度)に関するポイント数の上限に相当する株式数(22.5万株)に2021年5月7日の終値2,103円を乗じた場合、約473百万円となり、取

締役に付与される各改定後次期以降対象期間(3事業年度)に関するポイント数の上限に相当する株式数(各13.5万株)に2021年5月7日の終値2,103円を乗じた場合、約284百万円となります。

また、取締役に付与される改定後当初対象期間(5事業年度)に関するポイント数の上限に相当する株式数(22.5万株)の発行済株式総数(2021年3月31日現在。自己株式控除後)に対する割合は約0.4%であり、取締役に付与される各改定後次期以降対象期間(3事業年度)に関するポイント数の上限に相当する株式数(各13.5万株)の発行済株式総数(2021年3月31日現在。自己株式控除後)に対する割合は約0.2%であります。

下記(5)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、2022年3月末日で終了する事業年度以降に関して取締役に付与されたポイントにつき、各対象期間(改定後)の終了後、一定の時点までに当該取締役に付与されたポイント数を累積した数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」という。)。

(5) 当社株式等の給付および報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(4)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、各対象期間(改定後)の終了時または退任時のうち何れか早い時点の到来後、一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

（ご参考）本制度の仕組み

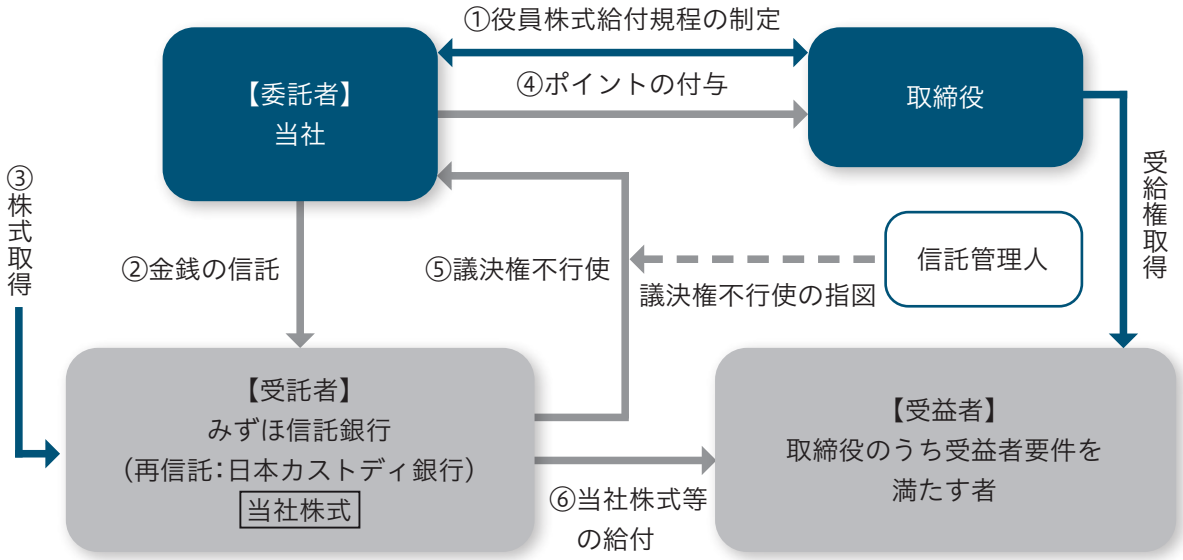

①当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
②当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
③本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
④当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。
⑤本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
⑥本信託は、取締役のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以　上

事業報告（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

1. 当社グループの現況に関する事項

1 事業の経過および成果

当連結会計年度（2020年４月１日から2021年３月31日まで）における世界経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な拡大により大きな影響を受けました。中国においては経済活動の正常化がいち早く進んでいるものの、欧州を中心に感染再拡大の影響により経済活動が抑制され、日本でも経済持ち直しの動きが続いていましたが、直近では感染再拡大による再度の景気停滞が懸念されております。また、米中対立をはじめとする世界の地政学リスクや為替動向の不安定さも継続しており、先行き不透明な状況が続いております。

当社の製品が関わる主要業界では、コンシューマーIT製品市場において、スマートフォンは市場全体で鈍化傾向が継続するなかでも５G対応端末は拡大し、COVID-19を起因とした人々の行動変容やデジタル化の加速によりノートPC、タブレットへの需要は世界的に拡大しました。

このような経営環境のなか、当社は社員、顧客をはじめとする国内外の関係者の健康と安全確保を最優先として感染拡大防止と事業継続に努めながら、年間を通じて顧客の供給要請への対応を継続しました。そのうえで、当連結会計年度は中期経営計画目標の達成に向けて、新規領域では自動車事業における製品の拡販に努めるとともに、既存領域では事業の再評価を通じて事業ポートフォリオの強化を図り、継続事業については差異化技術製品の競争力および生産性の向上といった強化策や、一部の製品についてはグローバルで生産を集約するなどの効率化にも取り組みました。

この結果、差異化技術製品である光学フィルムおよび異方性導電膜（ACF）、表面実装型ヒューズの販売が拡大したほか、光学フィルムおよび異方性導電膜（ACF）の生産性が改善いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は65,830百万円（前連結会計年度比14.1％増）となり、営業利益は11,339百万円（前連結会計年度比145.6％増）となりました。

経常利益は、持分法による投資損失207百万円を計上したことなどにより、10,844百万円（前連結会計年度比146.8％増）となりました。

税金等調整前当期純利益は、主に、特別損失として一部事業の減損損失及び構造改革費用を計上したことにより、7,696百万円（前連結会計年度比79.1％増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、5,329百万円（前連結会計年度比94.9％増）となりました。

連結業績ハイライト

売上高	65,830百万円	（前期比14.1％増）
営業利益	11,339百万円	（前期比145.6％増）
経常利益	10,844百万円	（前期比146.8％増）
親会社株主に帰属する当期純利益	5,329百万円	（前期比94.9％増）

各セグメントの業績、ならびに製品カテゴリー別の売上状況は以下のとおりであります。

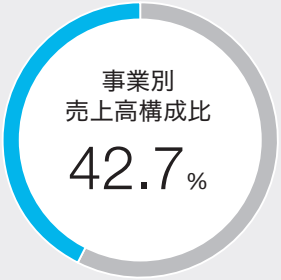

光学材料部品事業

当事業は光学フィルム、光学樹脂材料、光学ソリューションの3カテゴリーに分けられています。これら3カテゴリーには反射防止フィルム、光学弾性樹脂、精密接合用樹脂等が含まれており、特に、主力製品である精密接合用樹脂は、独自技術により電子部品・材料を精密に固定できる特長が評価され、近年ではスマートフォンのカメラモジュールの組み立て用接着剤として採用が広がっています。現在、スマートフォンのカメラの多眼化、レンズの枚数増が進み同製品の需要も増加しており、売上高の成長が続いています。

売上高は28,165百万円(前連結会計年度比19.2%増)、営業利益は6,278百万円(前連結会計年度比242.7%増)となりました。光学フィルムでは、ノートPC用ディスプレイ向けおよび車載ディスプレイ向け製品ともに数量が増加し、生産性向上も加わり増収増益となりました。光学樹脂材料では、光学弾性樹脂におけるタブレット向け製品の拡大、および精密接合用樹脂における大手顧客スマートフォン向け製品の数量増加などにより増収増益となりました。光学ソリューションでは、当社製品を用いた車載ディスプレイ向けの事業は自動車市場減速の影響、既存案件の生産終了、および一部商流の変更により減収となりました。

売上高 (百万円)

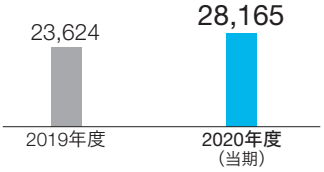

営業利益 (百万円)

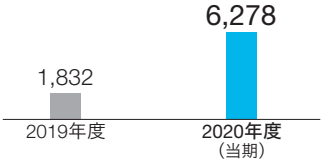

主要な製品



光学フィルムカテゴリー

反射防止フィルム

光学樹脂材料カテゴリー



光学弾性樹脂



精密接合用樹脂

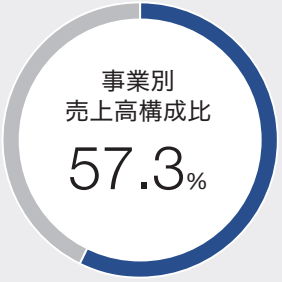

電子材料部品事業

当事業は接合関連材料、異方性導電膜、表面実装型ヒューズ、マイクロデバイスの4カテゴリーに分けられています。特に主力製品である異方性導電膜（ACF）は1977年に業界で先がけて開発・量産化しており、高い技術、品質で世界市場において高いシェアを有しております。

売上高は37,801百万円（前連結会計年度比10.4％増）、営業利益は6,858百万円（前連結会計年度比49.6％増）となりました。接合関連材料では、主にノートPCの需要拡大における汎用品の数量増加があったことにより増収となりましたが、スマートフォン向けに熱伝導シートが販売減となったことにより減益となりました。異方性導電膜では、ノートPCやタブレット、およびテレビ向け製品が増加し、スマートフォン向けでもハイエンドモデルにおいて粒子整列型ACFが拡大し、生産性改善も加わり増収増益となりました。表面実装型ヒューズでは、園芸用機器や電動工具、ノートPC向け製品の数量が増加したことにより増収増益となりました。マイクロデバイスでは、COVID-19の影響もあり、プロジェクターの販売不調により減収減益となりました。

売上高（百万円）

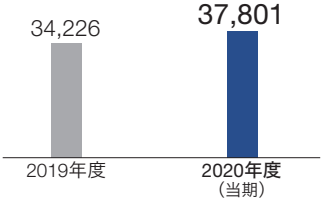

営業利益（百万円）

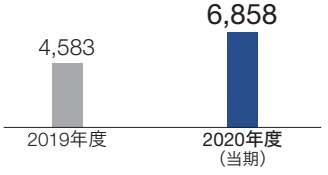

主要な製品

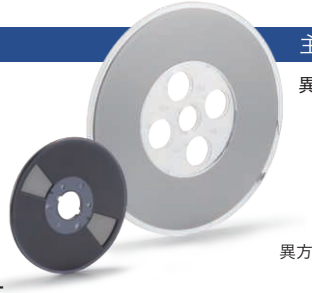

異方性導電膜

異方性導電膜カテゴリー



熱伝導シート

接合関連材料カテゴリー



表面実装型ヒューズ

表面実装型ヒューズカテゴリー

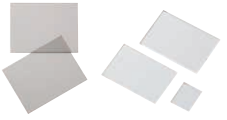

無機偏光板等の無機材料

マイクロデバイスカテゴリー

2 設備投資の状況

当連結会計年度において当社グループは3,832百万円の設備投資を実施いたしました。
セグメントごとの設備投資は、次のとおりであります。

(光学材料部品事業)

当連結会計年度において、1,370百万円の設備投資を行いました。その主な内訳は、反射防止フィルム関連機械設備の取得等であります。

(電子材料部品事業)

当連結会計年度において、1,419百万円の設備投資を行いました。その主な内訳は、異方性導電膜関連機械設備の取得等であります。

(全社共通)

当連結会計年度において、1,042百万円の設備投資を行いました。その主な内訳は、情報システム関連投資及び各事業所等の改修工事等であります。

3 資金調達の状況

重要な該当事項はありません。

4 重要な組織再編等の状況

当社は、無機偏光板、無機波長板、スパッタリングターゲットなど、当社独自の微細加工技術を活かしたマイクロデバイス事業の持続的成長のため、事業単独での収益構造の改善と需要変動に強い生産体制を構築することで自立した事業運営を実現していくことが必要と判断し、当該事業に係る設計、技術、企画管理、製造管理機能を担当する100%子会社である「Dexerials Precision Components株式会社」および当該事業に係る製造等の業務を委託する合弁会社である「株式会社OSDC」を設立し、それぞれ2021年1月に操業を開始いたしました。

（マイクロデバイス事業に係る設立会社の概要）

	Dexerials Precision Components株式会社	株式会社OSDC
設立日	2020年10月1日	2020年11月2日
所在地	宮城県登米市中田町宝江新井田字加賀野境30番地	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
事業内容	マイクロデバイス製品の設計、技術、企画管理、製造管理	マイクロデバイス製品の製造請負事業
資本金	100百万円	70百万円
出資比率	デクセリアルズ株式会社100%	株式会社アウトソーシング51%、デクセリアルズ株式会社49%

5 対処すべき課題

当社は、従来の基本方針の下で主要施策を見直しました。2021年度については特に以下の課題あるいは施策に重点的に取り組んでまいります。

❶新規領域での事業成長加速：自動車事業の本格成長を図る

新規事業領域でも特に重点を置く自動車事業では反射防止フィルムの採用拡大に努め、事業の成長を図ります。また、第4四半期から業績寄与が始まるグローバル案件を確実に進めることに加え、欧州での協業を通じた積極的な販売促進活動を展開いたします。

❷既存領域における事業の質的転換：増産投資や新製品投入で稼ぐ力の向上を目指す

反射防止フィルムではノートPC向け新規顧客の採用が決まり、車載向けとあわせて順調な拡大を見込んでおります。新製品としてすでに量産が始まっている蛍光体フィルムについては、新たな採用拡大に向けて販売促進活動を進めます。

また、差異化技術製品である表面実装型ヒューズ、異方性導電膜の需要増加に応えるべく、増産投資を実施、生産効率も高めながら事業の成長を実現いたします。

❸経営基盤の強化：すべてのステークホルダーと共生する、新たな企業像を目指して変革に挑む

さらなるコーポレート・ガバナンスの強化に向けて、監査等委員会設置会社へ移行し、執行と監督の一段の分離と意思決定の迅速化を図ります。また、本店を栃木に移転し、経営と現場の一体的事業運営を実現いたします。また、EBITDAとTSRを取締役報酬の算定に反映させることで、企業価値向上と株価を一層意識した経営を推進いたします。なお、上記は、2021年6月18日開催予定の第９期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

従業員、社会とのかかわりにおいては、2021年４月にリモートワークを制度化したほか、さらなる働き方の多様化を推進するため新たな人事制度の整備を行います。

環境への取り組みとして、2030年度のCO_2排出削減目標に対しては前倒しで達成するペースで進んでおり、今回再生可能エネルギーの利用で事業由来の電力消費によるCO_2排出量ゼロを2030年度の新たな目標に設定いたしました。また、顧客・社会における環境負荷を低減できる材料の開発・提供に取り組んでまいります。

BCPの強化策として、自然災害等での大規模停電に備え、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーを活用した自家発電と蓄電設備を導入する予定であります。

DX（デジタルトランスフォーメーション）については、専任組織がリードする形で全社のDX化を推進し、経営のスピードアップと顧客価値の変革で顧客とともに成長してまいります。

6 財産および損益の状況の推移

区分		第6期 2017年度	第7期 2018年度	第8期 2019年度	第9期（当期） 2020年度
売上高	(百万円)	70,079	60,580	57,710	65,830
営業利益	(百万円)	6,178	3,724	4,617	11,339
経常利益	(百万円)	5,682	3,903	4,393	10,844
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,426	2,284	2,734	5,329
1株当たり当期純利益		56円91銭	37円73銭	45円05銭	87円06銭
総資産	(百万円)	94,958	87,586	86,279	95,201
純資産	(百万円)	49,921	49,055	49,567	53,305
1株当たり純資産		825円82銭	809円40銭	814円68銭	874円66銭

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第7期の期首から適用しており、第6期の連結会計年度に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。

売上高（百万円）

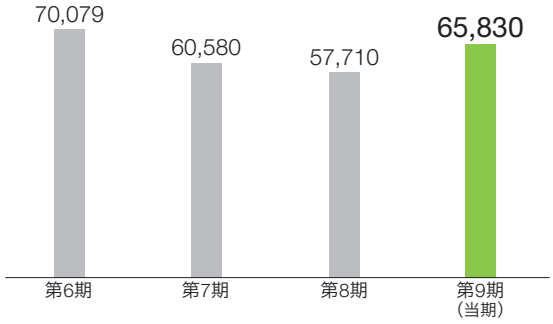

営業利益（百万円）

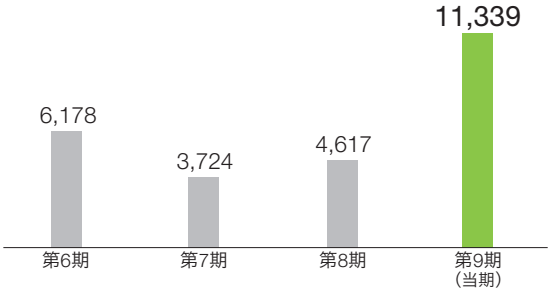

経常利益（百万円）

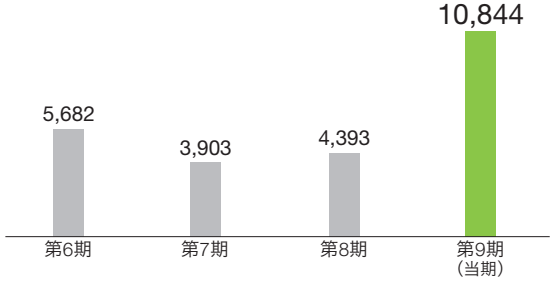

親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）

1株当たり当期純利益（円）

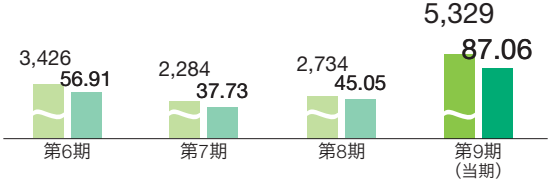

純資産（百万円）

1株当たり純資産（円）

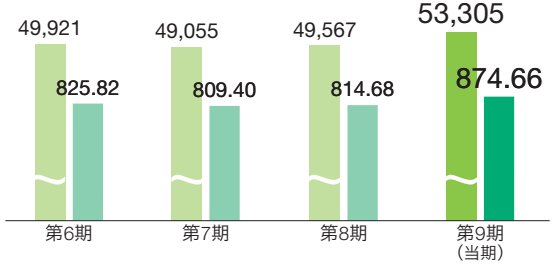

総資産（百万円）

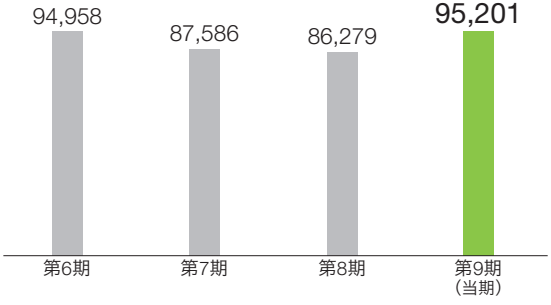

7 重要な子会社の状況

子会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
Dexerials Korea Corporation	5,000百万KRW	100%	当社製品の販売
Dexerials Taiwan Corporation	20,000千NT $	100%	当社製品の販売
Dexerials Hong Kong Limited	4,300千US $	100%	当社製品の販売

8 主要な事業内容

当社は光学材料、電子材料、接合材料などの製造・販売を主要な事業としております。主な製品およびソリューションは以下のとおりであります。

事業	製品カテゴリー	主な製品・ソリューション
光学材料部品	光学フィルムカテゴリー	反射防止フィルム
	光学樹脂材料カテゴリー	光学弾性樹脂、精密接合用樹脂
	光学ソリューションカテゴリー	車載ディスプレイ向けソリューション
電子材料部品	接合関連材料カテゴリー	工業用機能性接合材
	異方性導電膜カテゴリー	異方性導電膜
	表面実装型ヒューズカテゴリー	表面実装型ヒューズ
	マイクロデバイスカテゴリー	無機偏光板等の無機材料

9 主要な営業所および工場

❶当社

名称(所在地)



1 本店(本社)
(東京都品川区)

2 西日本オフィス
(大阪府大阪市)

3 栃木事業所
(栃木県下野市)

4 鹿沼第1工場
(栃木県鹿沼市)

5 鹿沼第2工場
(栃木県鹿沼市)

6 多賀城事業所
(宮城県多賀城市)

(注) なかだ事業所は、組織変更に伴い2020年10月1日付で設立し、2021年1月1日より操業開始したDexerials Precision Components㈱の事業所に改編いたしました。

❷子会社

名称(所在地)

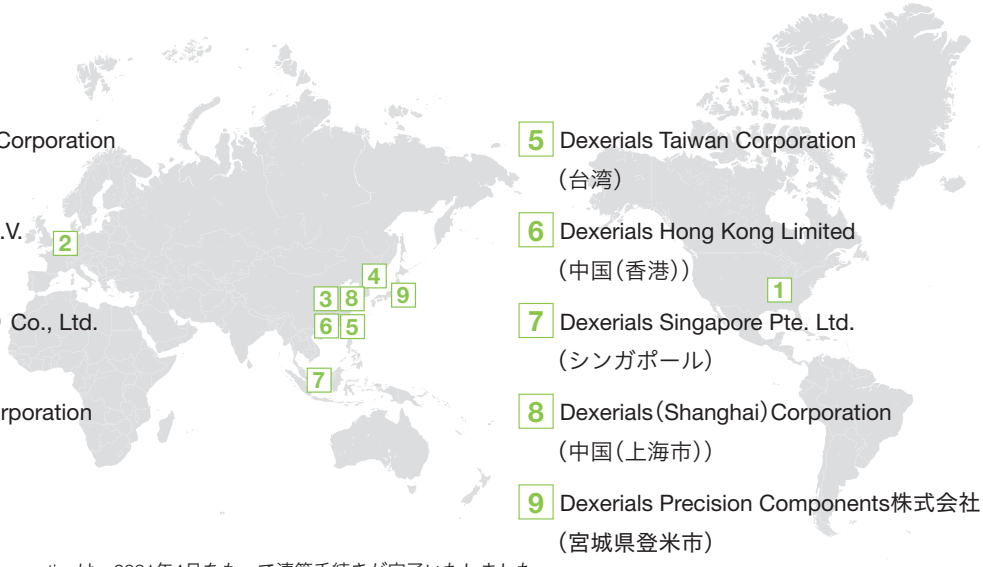

1 Dexerials America Corporation
(アメリカ)

2 Dexerials Europe B.V.
(オランダ)

3 Dexerials (Suzhou) Co., Ltd.
(中国(蘇州市))

4 Dexerials Korea Corporation
(韓国)

5 Dexerials Taiwan Corporation
(台湾)

6 Dexerials Hong Kong Limited
(中国(香港))

7 Dexerials Singapore Pte. Ltd.
(シンガポール)

8 Dexerials(Shanghai)Corporation
(中国(上海市))

9 Dexerials Precision Components株式会社
(宮城県登米市)

(注) Dexerials (Shenzhen) Corporationは、2021年4月をもって清算手続きが完了いたしました。

10 従業員の状況

❶当社グループの従業員の状況

事業	従業員数	前連結会計年度末比増減
光学材料部品	406名	△88名
電子材料部品	590名	13名
全社・共通	776名	△152名
合計	1,772名	△227名

（注） 従業員数が前連結会計年度末に比べ227名減少したのは、主に2020年11月に設立した合弁会社である株式会社OSDCへ2021年1月1日付けで異動したこと、2020年10～12月に特別早期転身支援制度を実施したことに伴う減員であります。

❷当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,313名	△291名	43.0歳	17年

11 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	4,740
株式会社三井住友銀行	3,962
株式会社足利銀行	3,407
株式会社日本政策投資銀行	2,500
株式会社みずほ銀行	875

12 その他当社グループの現況に関する重要な事項

（特別早期転身支援制度の実施について）

当社は、中期経営計画2023「進化への挑戦」の達成および持続的成長を実現するための機構改革の施策として、以下のとおり、特別早期転身支援制度を実施いたしました。

対象者：早期転身を希望する50歳以上の当社管理職従業員（一部適用制限あり）
応募人数：59名
関連費用：10億円

2. 当社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

1 発行可能株式総数　100,000,000株

2 発行済株式の総数　64,276,700株（自己株式293,848株を含む。）

3 株主数　17,776名

4 所有者別株式分布状況

区分	株主数(名)	株式数(株)
金融機関	28	20,055,500
証券会社	35	1,087,547
その他の法人	126	8,980,809
外国法人等	214	22,368,446
個人・その他	17,372	11,490,550

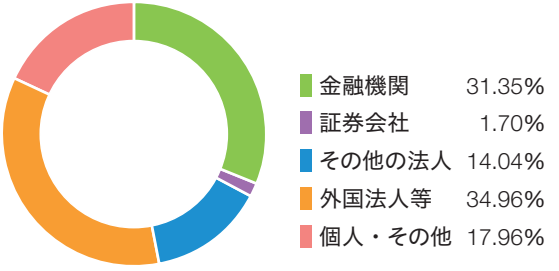

(注)　当社は、自己株式293,848株を所有しておりますが、本表には記載しておりません。

5 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,984,900	9.35
積水化学工業株式会社	5,040,000	7.88
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,405,100	5.32
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	3,229,758	5.05
大日本印刷株式会社	3,125,000	4.88
株式会社日本カストディ銀行(信託Ｅ口)	3,039,100	4.75
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	2,446,209	3.82
野村信託銀行株式会社(投信口)	2,033,600	3.18
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	1,810,800	2.83
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	1,445,600	2.26

(注1) 持株比率は、自己株式（293,848株）を控除して算出しております。
(注2) 株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）は、従業員に対する自社株式給付のインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP)」制度および取締役に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust))」に係る信託財産の委託先であります。

6 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	13,500株	1名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては「3.会社役員の状況2取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

7 その他株式に関する重要な事項

❶自己株式の取得

当社は、当社及び当社子会社(以下、「当社グループ」といいます。)で経営幹部候補者として採用した従業員に対し、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

当社は、本制度に基づき交付する株式への充当を主な目的として、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、以下のとおり自己株式の取得を実施いたしました。

取締役会決議日:2020年8月28日
取得期間:2020年8月31日から2020年10月7日
取得株数:300,000株
取得総額:331,690,100円

❷自己株式の処分

当社は、上記❶に記載の本制度に基づき、株式交付対象となる従業員に対し、以下のとおり譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を実施いたしました。

取締役会決議日:2020年8月28日
処分期日:2020年9月17日
処分した株式の種類及び数:当社普通株式　6,200株
処分価格:1株につき1,015円
処分総額:6,293,000円
処分先及びその人数ならびに処分株式数:当社グループ従業員1名　6,200株

3. 会社役員に関する事項

1 取締役および監査役の氏名等(2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	新　家　由　久	社長執行役員　経営／事業全般
代表取締役	佐　竹　俊　哉	専務執行役員　経営／管理全般、内部監査担当 Dexerials Precision Components㈱　代表取締役社長
取締役	平　野　正　雄	早稲田大学商学学術院教授 ㈱ブレイド　社外取締役 ㈱ユーザベース　社外取締役 Spiral Capital㈱　取締役会長
取締役	横　倉　　隆	㈱菊池製作所　社外取締役
取締役	辻　　孝　夫	㈱JVCケンウッド　代表取締役会長
取締役	佐　藤　り　か	弁護士(佐藤＆パートナーズ法律事務所　代表) 日本シイエムケイ㈱　社外取締役
常勤監査役	桑　山　昌　宏	
監査役	高　田　敏　文	東北大学名誉教授 国立中正大学教授
監査役	ジョン　C.ローバック	外国法事務弁護士(ローバック外国法事務弁護士事務所)

(注1) 取締役　平野　正雄氏、横倉　隆氏、辻　孝夫氏、佐藤　りか氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は社外取締役全員を東京証券取引所が定める独立役員として指定し届け出ております。
(注2) 監査役　高田　敏文氏、ジョン　C.ローバック氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は社外監査役全員を東京証券取引所が定める独立役員として指定し届け出ております。
(注3) 監査役　高田　敏文氏は、大学教授として、会計および監査制度に関する高い知見を有しております。
(注4) 監査役　ジョン　C.ローバック氏は、外国法事務弁護士として国際金融法務等に関する専門的知見およびグローバル企業の経営に関する豊富な経験・知見を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注5) 当事業年度中の取締役および監査役の地位および担当の異動は以下のとおりであります。

氏名	地位および担当		異動年月日
	異動後	異動前	
新　家　由　久	代表取締役社長 社長執行役員 経営／事業全般	代表取締役社長 社長執行役員 オートモーティブソリューション事業部長	2020年10月1日
佐　竹　俊　哉	代表取締役 専務執行役員 経営／管理全般　内部監査担当 Dexerials Precision Components㈱ 代表取締役社長	代表取締役 専務執行役員　内部監査担当	2020年10月1日
安　藤　　尚	―	取締役 常務執行役員　社長補佐 Dexerials America Corporation 社長	2020年6月19日

(注6) 当事業年度中の取締役および監査役の重要な兼職先の異動は以下のとおりであります。
取締役　横倉　隆氏は、2020年7月に㈱菊池製作所の社外取締役に就任いたしました。

（注7） 当社は執行役員制度を導入しておりますが、2021年4月1日時点における執行役員は以下のとおりであります。

役位	氏名	担当
社長執行役員	新　家　由　久	経営／事業全般
専務執行役員	佐　竹　俊　哉	経営／管理全般、内部監査担当
上席執行役員	左奈田　直　幸	CFO（最高財務責任者）、プロセス改革推進担当
執行役員	吉　田　　孝	コーポレート管理部門長
執行役員	林　　宏三郎	コネクティングマテリアル事業部長
執行役員	垣　内　裕　治	グローバルセールス＆マーケティング本部長
執行役員	明　山　浩　一	経営戦略本部長

（注）・上席執行役員　山田　幸男氏、上席執行役員　岸本　聡一郎氏、上席執行役員　石黒　聡氏、執行役員　田村　久弥氏は、2020年9月30日付で執行役員を退任いたしました。
・執行役員　明山　浩一氏は、2021年4月1日付で執行役員に就任いたしました。

2 取締役および監査役の報酬等

当社は、社外取締役が委員長を務め、かつ過半を占める指名・報酬委員会において、客観的な視点から、今後のあるべきコーポレート・ガバナンス体制や、持続的な成長と企業価値向上に資する役員報酬制度のあり方について議論を重ねたうえで、取締役会において役員報酬の決定方針を決定しております。

❶役員報酬の決定方針

当社の取締役および監査役の報酬は、外部調査機関による役員報酬調査データをもとに、当社と規模や業種・業態の類似する企業を対象として、報酬制度や報酬水準について当社現行制度・水準と比較検証を行い決定しております。

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、役位や年度業績の達成度等により算定した額をもとに、指名・報酬委員会での議論を経て、取締役会の決議により決定しております。

監査役の報酬は、監査役の協議により決定しており、基本報酬のみ支給することとしております。

（役位ごとの種類別報酬割合）

役位	役員報酬の構成比			合計
	基本報酬	業績連動報酬		
		業績給	株式報酬	
代表取締役	50%	30%	20%	100%
社外取締役	100%	−	−	
監査役	100%	−	−	

基本報酬

内規に基づき役位に応じて金額を決定し（職責に応じた傾斜配分）、月額固定報酬として支給しております。

なお、社外取締役および監査役には基本報酬のみ支給しております。

業績連動報酬

業績連動報酬は、年度の業績に応じて支給される「業績給」と、株主のみなさまとの利益意識の共有と中長期での目標達成への動機づけを目的とした「株式報酬（BBT信託）」で構成されており、当社の業務執行取締役に対し、単年度だけでなく中長期的な視点で業績や株価を意識した経営を動機づける設計となっております。

「業績給」は、当社として重要視する経営指標である連結売上高、連結営業利益およびROEを全役員共通の評価指標として設定することの他、代表取締役社長を除く業務執行取締役については、個別コミットメントの達成度を評価指標に加えております。なお、上記経営指標については、「連結売上高」4：「連結営業利益」4：「ROE」2の割合にて業績給を算定し、定時株主総会終了後の翌月から12等分して毎月支給することとしております。

「株式報酬」は、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、基本報酬とは別枠で設定しております。具体的には、連続する3事業年度ごとに取締役への給付に必要な株式を取得するための資金を信託へ拠出し（1事業年度当たりの拠出額の上限は当社普通株式45,000株を取得するために必要な額）、以後、事業年度ごとに、給付対象となる取締役に対し、上記「業績給」の場合同様、連結売上高、連結営業利益、ROE等に応じてポイントを付与いたします。なお、付与されたポイントは、1ポイント当たり当社普通株式1株として換算し、付与対象となる取締役には、その退任時にポイントに見合う当社株式および当社株式を時価で換算した金銭が給付されることになります。

なお、上記の各評価指標に係る当事業年度の実績につきましては、連結売上高65,830百万円、連結営業利益11,339百万円、ROE10.4％であります。

決定方法

当社は、役員報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

取締役および執行役員の報酬の構成、業績連動型報酬の制度設計の妥当性の評価や目標値の設定、実績評価等については、指名・報酬委員会での議論を経て、取締役会で決定されるプロセスとなっております。

個別の取締役の報酬は、指名・報酬委員会での議論を経て、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会における代表取締役社長　新家　由久への一任決議により決定しております。これは、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。なお、代表取締役社長への一任決議にあたっては、指名・報酬委員会における議論の結果を踏まえることを前提としており、個人別報酬等の原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその議論を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

個別の監査役報酬は、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

❷当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	報酬等の額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬		
			業績給	株式報酬	
取締役	132	85	25	21	7
監査役	25	25	–	–	3
合計	157	110	25	21	10
（うち社外役員）	42	42	–	–	6

（注1）　上記の対象となる役員の員数には、2020年6月19日開催の第8期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。
（注2）　取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
（注3）　取締役の報酬限度額は、2013年2月27日付の会社法第319条第1項に基づく決議により、年額300百万円以内と決議されております。当該手続時点の取締役の員数は8名であります。また、2016年6月23日開催の第4期定時株主総会において、当該報酬限度額とは別枠にて、取締役に対する業績連動型株式報酬の額の算定方法および内容について決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名であります。
（注4）　監査役の報酬限度額は、2015年5月27日開催の第3期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。
（注5）　「業績給」および「株式報酬」が会社法施行規則の定める「業績連動報酬等」に、「株式報酬」が同規則の定める「非金銭報酬等」にそれぞれ該当いたします。

3 社外役員に関する事項

❶当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
取締役	平 野 正 雄	100% (13回／13回)	―	大学教授ならびに経営コンサルタントとしての観点から、当社の経営全般に関し適切な助言、提言を適宜行っております。また、上記のほか、当社の指名・報酬委員会の委員長を務め、当事業年度開催の委員会の全て(5回)に出席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
取締役	横 倉　　隆	100% (13回／13回)	―	験豊かな経営者としての観点から、主に当社の技術開発および事業戦略に関し適切な助言、提言を行っております。また、上記のほか、当社の指名・報酬委員会の委員として当事業年度開催の委員会の全て(5回)に出席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
取締役	辻　　孝 夫	92.31% (12回／13回)	―	現役の上場企業の経営者としての観点から、主に当社の販売戦略および危機管理に関し適切な助言、提言を適宜行っております。また、上記のほか、当社の指名・報酬委員会の委員として当事業年度開催の委員会の全て(5回)に出席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
取締役	佐 藤 り か	100% (13回／13回)	―	経験豊かな弁護士としての観点から、主に当社のコンプライアンスおよびコーポレート・ガバナンス充実に関する適切な助言、提言を適宜行っております。また、上記のほか、当社の指名・報酬委員会の委員として当事業年度開催の委員会の全て(5回)に出席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
監査役	高 田 敏 文	100% (13回／13回)	100% (13回／13回)	大学教授として、会計および監査制度に関する豊富な知見に基づき、専門的かつ客観的な観点から発言を行っております。
監査役	ジ ョ ン C. ローバック	100% (13回／13回)	100% (13回／13回)	外国法事務弁護士としての豊富な経験に基づき、専門的かつ客観的な観点から発言を行っております。

❷重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職先
取締役	平　野　正　雄	早稲田大学商学学術院教授 ㈱プレイド　社外取締役 ㈱ユーザベース　社外取締役 Spiral Capital㈱　取締役会長
取締役	横　倉　　隆	㈱菊池製作所　社外取締役
取締役	辻　　孝　夫	㈱JVCケンウッド　代表取締役会長
取締役	佐　藤　り　か	弁護士（佐藤＆パートナーズ法律事務所　代表） 日本シイエムケイ㈱　社外取締役
監査役	高　田　敏　文	東北大学名誉教授 国立中正大学教授
監査役	ジョン C.ローバック	ローバック外国法事務弁護士事務所

（注）取締役　辻　孝夫氏が代表取締役会長を務める㈱JVCケンウッドの子会社との間には、当社製品の販売に関する取引関係がありますが、当該製品の売上高につきましては当社連結売上高の0.2%未満であります。
なお、上記以外の兼職先と当社との間に取引関係等の特別な関係はありません。

❸責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役および社外監査役全員と、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、法令で定める額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

4. 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

2 会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	54百万円
② 当社および子会社が会計監査人に対して支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

（注1） 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①にはこれらの合計額を記載しております。
（注2） 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る）を受けております。
（注3） 当社監査役会は、会計監査人の報酬等について、会計監査人および社内関係部署から資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の活動実績および報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画および報酬見積りの算定根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切と判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役会の決議により会計監査人の解任を検討いたします。また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、監査役会の決議により再任・不再任を決定いたします。

（注）本事業報告に記載の金額は表示単位未満は切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
■ 資産の部	
流動資産	**43,259**
現金及び預金	20,531
受取手形及び売掛金	12,639
電子記録債権	157
商品及び製品	2,670
仕掛品	2,468
原材料及び貯蔵品	2,392
その他	2,400
貸倒引当金	△ 2
固定資産	**51,942**
(有形固定資産)	**(22,635)**
建物及び構築物	9,738
機械装置及び運搬具	6,500
土地	3,357
建設仮勘定	1,646
その他	1,393
(無形固定資産)	**(23,055)**
のれん	20,683
特許権	1,120
その他	1,251
(投資その他の資産)	**(6,252)**
関係会社株式	591
退職給付に係る資産	2,868
繰延税金資産	1,867
その他	935
貸倒引当金	△ 11
資　産　合　計	**95,201**

科目	金額
■ 負債の部	
流動負債	**25,552**
支払手形及び買掛金	8,433
電子記録債務	1,948
1年内返済予定の長期借入金	4,677
未払金	3,595
未払費用	711
未払法人税等	1,813
賞与引当金	2,440
その他	1,932
固定負債	**16,344**
長期借入金	10,808
退職給付に係る負債	4,375
繰延税金負債	222
その他	937
負　債　合　計	**41,896**
■ 純資産の部	
株主資本	**51,439**
資本金	16,106
資本剰余金	16,106
利益剰余金	22,717
自己株式	△ 3,491
その他の包括利益累計額	**1,866**
繰延ヘッジ損益	△ 587
為替換算調整勘定	1,807
退職給付に係る調整累計額	645
純　資　産　合　計	**53,305**
負債・純資産合計	**95,201**

招集ご通知 P.03
株主総会参考書類 P.07
事業報告
連結計算書類
計算書類 P.57
監査報告書 P.60
ご参考 P.65

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		65,830
売上原価		37,475
売上総利益		**28,354**
販売費及び一般管理費		17,015
営業利益		**11,339**
営業外収益		
受取利息	9	
受取賃貸料	90	
雑収入	96	196
営業外費用		
支払利息	62	
為替差損	83	
持分法による投資損失	207	
減価償却費	221	
投資事業組合運用損	83	
雑支出	31	691
経常利益		**10,844**
特別利益		
固定資産売却益	0	
持分変動利益	26	
受取保険金	57	85
特別損失		
固定資産売却損	223	
固定資産除却損	89	
減損損失	956	
構造改革費用	1,809	
損害賠償金	154	3,232
税金等調整前当期純利益		**7,696**
法人税、住民税及び事業税	2,519	
法人税等調整額	△ 152	2,367
当期純利益		**5,329**
親会社株主に帰属する当期純利益		**5,329**

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	16,021	16,021	19,562	△3,255	48,349
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	85	85			170
剰余金の配当			△2,174		△2,174
親会社株主に帰属する当期純利益			5,329		5,329
自己株式の取得				△331	△331
自己株式の処分		△0		96	95
自己株式処分差損の振替		0	△0		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	85	85	3,155	△235	3,089
当期末残高	16,106	16,106	22,717	△3,491	51,439

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	155	1,159	△96	1,218	49,567
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)					170
剰余金の配当					△2,174
親会社株主に帰属する当期純利益					5,329
自己株式の取得					△331
自己株式の処分					95
自己株式処分差損の振替					—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△742	648	741	647	647
当期変動額合計	△742	648	741	647	3,737
当期末残高	△587	1,807	645	1,866	53,305

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
■ 資産の部	
流動資産	**33,198**
現金及び預金	11,045
受取手形	44
売掛金	12,971
電子記録債権	157
商品及び製品	2,064
仕掛品	2,447
原材料及び貯蔵品	2,198
前払費用	227
その他	2,040
固定資産	**54,854**
(有形固定資産)	**(22,215)**
建物	9,330
構築物	400
機械及び装置	6,123
車両及び運搬具	48
工具器具及び備品	1,232
土地	3,357
リース資産	27
建設仮勘定	1,696
(無形固定資産)	**(22,920)**
のれん	20,555
特許権	1,120
特許実施権	218
ソフトウェア	711
その他	315
(投資その他の資産)	**(9,718)**
投資有価証券	469
関係会社株式	3,217
関係会社出資金	1,960
繰延税金資産	1,820
前払年金費用	1,949
その他	301
資　産　合　計	**88,052**

科目	金額
■ 負債の部	
流動負債	**26,375**
支払手形	83
買掛金	8,309
電子記録債務	1,939
1年内返済予定の長期借入金	4,677
リース債務	1
未払金	3,698
未払費用	573
未払法人税等	1,658
賞与引当金	2,082
構造改革費用引当金	32
その他	3,317
固定負債	**15,510**
長期借入金	10,808
リース債務	27
退職給付引当金	3,875
株式給付引当金	616
役員株式給付引当金	34
資産除去債務	147
負　債　合　計	**41,886**
■ 純資産の部	
株主資本	**46,753**
資本金	16,106
資本剰余金	16,106
資本準備金	16,106
利益剰余金	18,032
その他利益剰余金	18,032
繰越利益剰余金	18,032
自己株式	△ 3,491
評価・換算差額等	**△ 587**
繰延ヘッジ損益	△ 587
純　資　産　合　計	**46,166**
負債・純資産合計	**88,052**

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		60,580
売上原価		36,177
売上総利益		**24,402**
販売費及び一般管理費		15,262
営業利益		**9,139**
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	1,948	
為替差益	389	
雑収入	151	2,489
営業外費用		
支払利息	77	
投資事業組合運用損	83	
減価償却費	221	
雑支出	38	421
経常利益		**11,207**
特別利益		
固定資産売却益	5	
受取保険金	57	63
特別損失		
固定資産売却損	222	
固定資産除却損	70	
減損損失	561	
構造改革費用	1,779	
損害賠償金	154	
子会社清算損	32	2,821
税引前当期純利益		**8,449**
法人税、住民税及び事業税	2,077	
法人税等調整額	117	2,195
当期純利益		**6,253**

株主資本等変動計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	16,021	16,021	—	16,021	13,953	13,953
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	85	85		85		
剰余金の配当					△2,174	△2,174
当期純利益					6,253	6,253
自己株式の取得						
自己株式の処分			△0	△0		
自己株式処分差損の振替			0	0	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	85	85	—	85	4,079	4,079
当期末残高	16,106	16,106	—	16,106	18,032	18,032

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 3,255	42,740	155	155	42,895
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）		170			170
剰余金の配当		△2,174			△2,174
当期純利益		6,253			6,253
自己株式の取得	△331	△331			△331
自己株式の処分	96	95			95
自己株式処分差損の振替		—			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△742	△742	△742
当期変動額合計	△235	4,013	△742	△742	3,271
当期末残高	△3,491	46,753	△587	△587	46,166

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

デクセリアルズ株式会社
　取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　那　須　伸　裕 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　矢　口　由　祐 ㊞

監査意見

　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、デクセリアルズ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デクセリアルズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集ご通知 P.03
株主総会参考書類 P.07
事業報告 P.33
連結計算書類 P.54
計算書類
監査報告書
ご参考 P.65

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

デクセリアルズ株式会社
　取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　那　須　伸　裕 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　矢　口　由　祐 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、デクセリアルズ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月10日

デクセリアルズ株式会社　監査役会

常勤監査役	桑　山　昌　宏 ㊞
監　査　役	高　田　敏　文 ㊞
監　査　役	ジョン　C.ローバック ㊞

(注) 監査役　高田　敏文氏および監査役　ジョン　C.ローバック氏は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

デクセリアルズの製品はこんなところで使われています

当社の技術が生み出す製品は、テレビやパソコン、スマートフォンやタブレットPC、自動車など多岐にわたって、暮らしや産業を支えています。各アプリケーションに使われる主な当社製品をご紹介します。





- **スマートフォン／タブレットPC**
  - 異方性導電膜(ACF)
  - 汎用両面粘着テープ
  - 接着機能付スピーカー用防塵ネット
  - FPC用両面粘着テープ
  - FPC用ボンディングシート
  - 紫外線硬化型/熱硬化型接着剤
  - 熱伝導シート
  - 光学弾性樹脂(SVR)
  - 表面実装型ヒューズ
- **自動車**
  - 異方性導電膜(ACF)
  - 光学弾性樹脂(SVR)
  - 熱伝導シート
  - 反射防止フィルム
- **電動バイク**
  - 表面実装型ヒューズ

- **テレビ／ノートPC**
  - 異方性導電膜(ACF)
  - 汎用両面粘着テープ
  - 接着機能付スピーカー用防塵ネット
  - 紫外線硬化型/熱硬化型接着剤
  - 熱伝導シート
  - 光学弾性樹脂(SVR)
  - 反射防止フィルム
  - FPC用両面粘着テープ
  - FPC用ボンディングシート
  - 表面実装型ヒューズ
- **コードレス電動工具・掃除機**
  - 表面実装型ヒューズ
- **洗面化粧台**
  - 防曇防汚ソリューション　キレイア

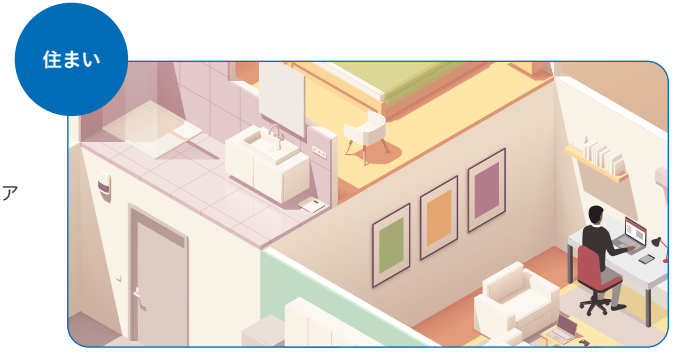

> 詳細はWEBサイトでご覧ください。
https://www.dexerials.jp/ir/individual/products.html

オフィス・学校



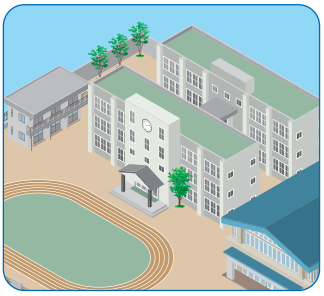



- **ノートPC**
  - 異方性導電膜(ACF)
  - 汎用両面粘着テープ
  - FPC用両面粘着テープ
  - FPC用ボンディングシート
  - 紫外線硬化型/熱硬化型接着剤
  - 反射防止フィルム
  - 表面実装型ヒューズ
- **プロジェクター**
  - 無機偏光板・無機波長板
- **建築用ウィンドーフィルム**
  - 熱線再帰フィルム アルピード
- **サーバー**
  - 熱伝導シート

医療関係施設



- **医療従事者向け防護具**
  - 医療用アイシールド向け反射防止フィルム モスアイタイプ



- **人工呼吸器**
  - 表面実装型ヒューズ

工場・その他



- **工場**
  - 排水処理剤
- **太陽光パネル**
  - 太陽電池用タブ線接合材
- **インフラ設備**
  - 漏洩補修材 インフラエイド



招集ご通知 P.03
株主総会参考書類 P.07
事業報告 P.33
連結計算書類 P.54
計算書類 P.57
監査報告書 P.60
ご参考

中期経営計画2023

「進化への挑戦」リフレッシュ（アップデート）

当社は2019年4月に、5ヶ年の中期経営計画2023「進化への挑戦」を策定いたしました。3年目の今期は、ここまでの当社業績の進捗と事業・外部環境の変化を踏まえ、基本方針を維持しつつ、アップデートを行いました。
稼ぐ力のさらなる向上と、次期中期経営計画に向けた基盤づくりに取り組み、持続的成長と企業価値向上を目指します。

2年間の振り返り

事業環境が大きく変化する中、自らできることを確実に実行

既存領域における事業の質的転換	●事業再評価の実施による選択事業の特定　●事業活動の強化/効率化
経営基盤の強化	●中期経営計画施策の着実な実行　●経営陣の世代交代 ●リモートワーク下でも業務効率向上と感染リスク低減を両立
新型コロナウイルス感染症の対応	●感染対策徹底による社員の安全確保と事業継続 ●新型コロナウイルス感染症により拡大した需要の取込で売上拡大

成果　**営業利益は当初計画を2年続けて上回り、最終年度の目標を3年前倒しで達成**

課題　領域ポートフォリオ転換、モバイルIT製品への依存

新たな経営目標の策定

2022年3月期から2024年3月期の業績計画をそれぞれ見直し、最終年度である2024年3月期の経営目標を売上高852億円、営業利益168億円にそれぞれ上方修正します。また、ROE・EBITDAに加え、ROICを経営指標として新たに導入します。

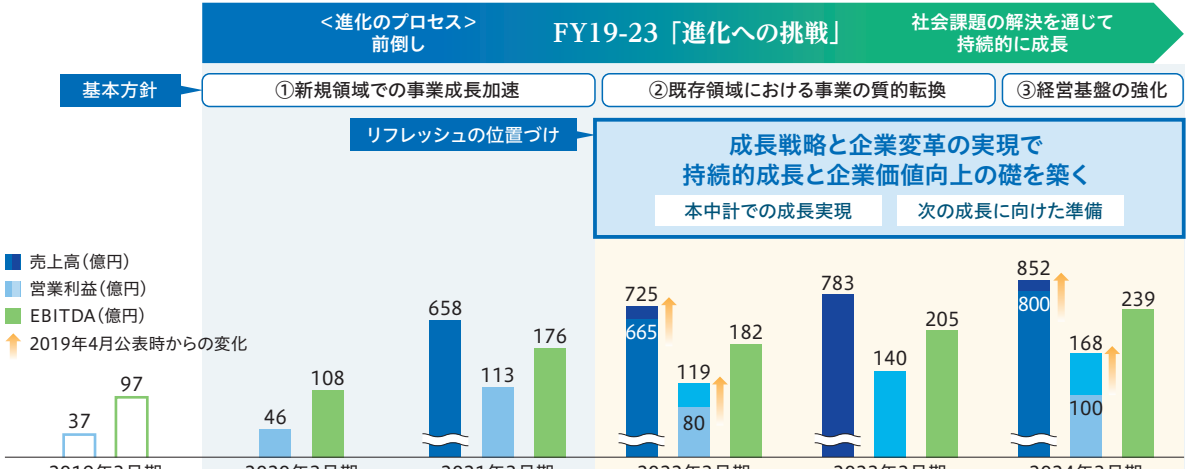

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
年間配当額	34円/株	34円/株	44円/株	58円/株	—	—
総還元性向（のれん償却前）	50.4%	45.6%	42.2%	40.2%	40%程度	40%程度

詳細はP.7 第1号議案へ



3つの基本方針と主要施策について

「新規領域での事業成長加速」「既存領域における事業の質的転換」「経営基盤の強化」を引き続き３つの基本方針として中期経営計画を進めます。

1	新規領域での事業成長加速	自動車事業の本格成長
2	既存領域における事業の質的転換	増産投資や新製品投入で稼ぐ力を向上
3	経営基盤の強化	すべてのステークホルダーと共生する、新たな企業像を目指して変革に挑む（ESG、DX、BCP）

3.経営基盤の強化の詳細は次ページをご参照ください。

1 自動車事業の本格成長

2019年4月公表時想定からの市場環境変化
自動車市場：数量成長は下回るが、大面積化の加速でほぼ想定通り

- 車載ディスプレイ向け反射防止フィルムの世界規模での採用拡大を進める
  - ・増産投資を実施し、2024年3月期以降の需要増に対応
  - ・新たな協業を通じ、市場ポジション強化を狙う
- すでに公表済みの車載グローバル案件は予定どおり2022年3月期下期から始まり、2023年3月期以降業績に大きく寄与する見込み
- 協業先との欧州地域での共同販促活動として、光学弾性樹脂(SVR)を用いた貼合試作を開始し、さらにSVRの新製品の導入も計画中

2 増産投資や新製品投入で稼ぐ力を向上

2019年4月公表時想定からの市場環境変化
モバイルIT製品市場：価値観・行動の変容、デジタル化で想定を上回る

- 差異化技術製品である表面実装型ヒューズ、粒子整列型異方性導電膜（ACF）の需要増加に応えるべく増産投資を実施、生産効率も高めながら事業の成長を実現
- 反射防止フィルムではノートPC向け新規顧客の採用が決まり、車載向けとあわせて順調な拡大を見込む
- 新製品としてすでに量産が始まっている蛍光体フィルムについては2022年3月期から大きな業績寄与を見込んでおり、新たな採用拡大に向けて販売促進活動を進める

すべてのステークホルダーと共生する、新たな企業像を目指して変革に挑む（ESG、DX、BCP）

3

コーポレート・ガバナンスの強化：持続的な成長ができる会社への変革

詳細はP.8-32 第2-8号議案へ

- 監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行(注1)
- 本店所在地を事業上の中核拠点である栃木へ移転(注1、注3)
- EBITDA、TSR(注2)を取締役報酬の算定に反映

社会、従業員とのかかわり：現世代との共生のための変革

- リモートワークを制度化するなど、さらなる働き方改革を見据えた新たな人事制度の整備
- 管理職層の女性人数（国内）を大幅に増やすなど、ダイバーシティを強化

BCP（事業継続計画）の強化：レジリエンスを高めるための変革

- 太陽光をはじめとする再生可能エネルギーを活用した自家発電と蓄電設備を導入予定

DX（デジタルトランスフォーメーション）の加速：顧客と共生するための変革

- 経営のスピードアップと顧客価値の変革で、顧客とともに成長

環境への取り組み：将来世代との共生のための変革

① 事業運営にかかる環境負荷低減

- 2031年3月期目標：再生可能エネルギーの利用で事業由来の電力消費によるCO_2排出量ゼロを目指す

② 顧客・社会の環境負荷低減

- 顧客の製造工程や最終製品での利用により環境負荷が減る材料を開発・提供

（注1）2021年6月18日開催予定の第9期定時株主総会での承認を前提としています。参照：「新たなコーポレート・ガバナンス体制への移行に関するお知らせ」（2021年5月10日発表）
（注2）TSR＝株主総利回り （注3）参照：「定款の一部変更に関するお知らせ」（2021年5月10日発表）

まとめ

		2021年3月期実績	2024年3月期目標(注5)	（参考：2019年4月公表時）2024年3月期目標(注6)
売上高	（億円）	658	**852**	800
営業利益	（億円）	113	**168**	100
当期純利益(注4)	（億円）	53	**95**	70
経営指標				
EBITDA	（億円）	176	**239**	160
ROIC	（%）	11.4	**15%程度**	—
ROE	（%）	10.4	**15%程度**	10%以上

(注4)親会社株主に帰属する当期純利益に読み替え　(注5)為替レート前提：1米ドル＝105円想定　(注6)為替レート前提：1米ドル＝108円想定
参照：「中期経営計画リフレッシュ（アップデート）と、新たな経営目標策定のお知らせ」（2021年5月10日発表）

株主還元方針　**のれん償却前の親会社株主に帰属する連結当期純利益に対する総還元性向40%程度を目処に、利益成長に応じた株主還元を実施**

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
1単元の株式数	100株
証券コード	4980
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
事務取扱場所	東京都千代田区丸の内1-4-5 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
連絡先・郵便物送付先	〒183-0044　東京都府中市日鋼町1-1 • TEL　0120-232-711（通話料無料） • ホームページ　https://www.tr.mufg.jp/daikou/ • 郵送先　〒137-8081　新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
手続きに関するご案内	住所・氏名の変更、単元未満株式の買取請求、配当金受取方法の指定などの手続きは、口座を開設されている証券会社へご連絡ください。 相続などによる株式所有者の変更は、株主名簿管理人および口座をお持ちの証券会社にご連絡ください。
公告方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL　https://www.dexerials.jp

株主アンケートにご協力ください

株主の皆様のご意見を今後の活動の参考にさせていただきたく、アンケートにご協力をお願い申し上げます。

回答締切:
2021年6月27日

https://www.net-research.jp/1081921/

株式に関する手続きのご案内

お取扱窓口	支払明細の発行、未払配当金のお支払い等については、以下の連絡先にお問い合わせください。
お問い合わせ先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL:0120-232-711（通話料無料） （土日祝祭日等を除く平日9:00～17:00） 上記電話番号をご利用いただけない場合 042-204-0303（通話料有料）

株主総会 会場ご案内図

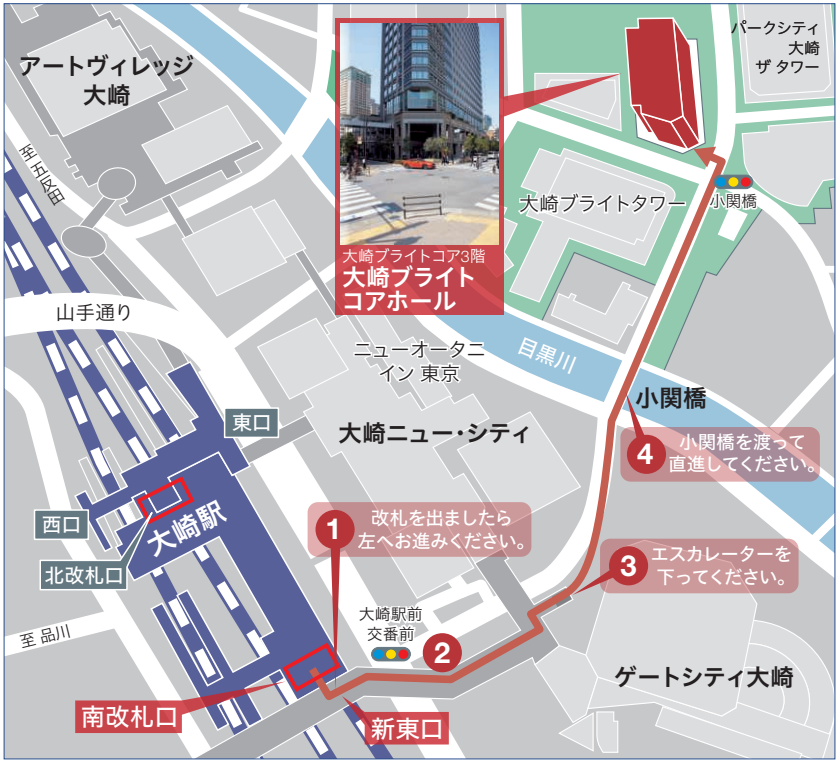

日時 2021年6月18日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

会場
〒141-0001
東京都品川区北品川五丁目 5番15号
大崎ブライトコア3階
大崎ブライトコアホール
OSAKI BRIGHT CORE HALL
☎ 03-5447-7130

交通
● 山手線 ● 湘南新宿ライン
● 埼京線 ● りんかい線
「大崎駅」下車
南改札口より新東口へ進み徒歩8分

ご注意 会場の手前にある大崎ブライトタワーとお間違えのないようご注意ください。



1 南改札口を出ましたら左方向「新東口」へお進みください。

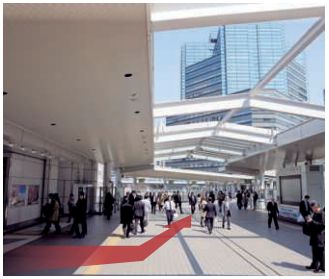

2 歩行者専用通路を100mほどお進みください。



3 エレベーター左にある通路奥のエスカレーターで下へお進みください。



4 小関橋を渡り、130mほど直進していただきますと交差点の左手奥が「大崎ブライトコア」です。

デクセリアルズ 株式会社
〒141-0032 東京都品川区大崎一丁目11番2号
ゲートシティ大崎イーストタワー8階
☎ 03-5435-3941

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK
環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。